

がん化学療法における薬薬連携運用について

経口抗がん剤が処方された外来患者さまの、病院・薬局間の情報共有を目的として薬薬連携を2011年5月1日より行っております。

連携の運用は以下に示すとおりです。

—初回 処方時—



- ① 抗がん薬について説明。*メーカー冊子の病名に下線
- ② お薬手帳に薬剤名、治療スケジュール、治療開始日など記載。
- ③ 「薬剤説明依頼票 兼 報告書」、「抗がん薬患者指導報告書」を処方箋とホッチキスでとめ、患者に渡す。



- ① 「院外薬局 薬剤説明依頼票 兼 報告書」を確認後、再度説明を行い、患者のアドヒアランスを確認。
- ② 病院薬剤部にFAXを行う。
- ③ 「院外薬局 薬剤説明依頼票 兼 報告書」、「抗がん薬患者指導報告書」を保管。



- ① 「院外薬局 薬剤説明依頼票 兼 報告書」を確認。
- ② 必要に応じて医師に連絡。
- ③ 「院外薬局 薬剤説明依頼票 兼 報告書」を保管。

—2回目以降 処方時—



- ① 服薬指導後、「抗がん薬患者指導報告書」に記載する。
- ② 病院薬剤部に FAX を行う。
*重篤な副作用の場合は、病院薬剤部へ電話を行う。
- ③ 「抗がん薬患者指導報告書」を保管。



- ① FAXされた「抗がん剤患者指導報告書」を確認後、検査値、処方薬を確認。
- ② 必要に応じて医師に連絡、「抗がん剤患者指導報告書」をカルテにスキャンし保存。
- ③ 「抗がん剤患者指導報告書」を保管。
- ④ 必要に応じて、次回受診時、患者指導を行う